

Tochigi  
Architect  
Office  
Association  
Bulletin

2012  
**10**  
No.95



社団法人栃木県建築士事務所協会会報



## 2012/10 No.95 目次

平成 24 年度通常総会（決算総会）開催される……………	3-4
組織……………	5
日事連創立 50 周年に向けて	会長 佐々木宏幸 ……………6
総務企画委員会活動の抱負	総務企画委員長 渡辺 有規 ……………7
経営委員会活動の抱負	経営委員長 岡田 裕 ……………7
広報・渉外委員会活動の抱負	広報・渉外委員長 君島 広之 ……………8
教育情報委員会活動の抱負	教育情報委員長 山崎 良和 ……………8
業務運営委員会活動の抱負	業務運営委員長 小林 基 ……………9
新入会員の紹介 ……………	9-10
新賛助会員の紹介 ……………	11-14
コラム BCP（事業継続計画）見直しで忘れてはいけない事	広報・渉外委員 大高 宣光……………15-16
アスベストを使っていた・保険が使えますか？	(有)日事連サービス 中川 孝昭……………17-18
協会日誌 2012.4～2012.9 ……………	19-21
協会活動通信 ……………	22
編集後記 ……………	22

## 表紙紹介

### S HOUSE



宇都宮市東部に位置する田園風景の中に建つ自然と風土に調和した数寄屋風住宅です。

高さを抑えた平屋建て、切妻屋根は一文字瓦と銅板の腰葺きとすることで軽快さを出しています。深い土庇、聚楽壁などでいつまでも飽きのこない趣のある造りとしています。

外観は数寄屋造りを踏襲していますが、平面では数寄屋部分と現代的な機能を持たせた住居部分で大きく2つに分かれています。住居部分は東側に集約させ、数寄屋部分では、和室を中心とした一間廊下（広縁）で、庭とのつながりのある贅沢な空間を演出しています。

外構は、明治から大正時代にかけて建てられた2棟の石蔵と、敷地の東西にある檜と金木庫を残しました。この土地の歴史を感じられるよう、それらに囲まれるような建物配置とし、それに溶け込むような庭の造りとなっています。

株式会社本澤建築設計事務所

## コラム

### BCP（事業継続計画）見直しで忘れてはいけない事

広報・渉外委員 大高 宣光

#### 各組織で進む BCP の見直しと課題

3.11 からタイの洪水と昨年は国内外で多くの建物が地震と津波そして河川の氾濫で被災し、それを受けて各組織で BCP 見直しの取り組みが行われていますが、各社の取り組みを見ていて大変気になる共通点があります。

実際に見直しされた BCP の資料を見せて頂くと、職員の安否確認から情報伝達、物流の確保等大変細かな素晴らしい計画が出来上がっています。これらの取り組みについては具体的に何日までにどのくらいの量やスピードで対応すべきかが示されていますので、補給資材や支援対策への対応が全組織としての共通の基準として共有されています。

それでは事業が実行される器である「建物」についての安全性についてはどうでしょう。全社共通の安全基準を担保し、立案された BCP が速やかに実行に移される安全な空間を担保できているでしょうか？ 答えは「否」です。

これは大変不思議な事ですが、建物本体の耐震対策は済んでいても、天井や二重床、配管や設備機器についての耐震や生産設備と建物のアンカーボルトの強度まで、具体的な設計基準値が設けられ、その対応がなされている組織は、私の知る限りでは一部上場企業でも数えるほどしかありません。



主要構造部の耐震対策は済んでいても、天井や照明などの二次部材の耐震化については、公立小中学校では未だ3割しか済んでいないとする耐震化工事の現状がニュースになったのはごく最近の事ですし、タイで多くの建物が水につかり企業活動が止まっても、その経験を基に新たに水防基準を定めて全国の工場を見直したと言う事を聞かないのは何故でしょう。

逆にこれらの対策がきちんと取られている組織に共通している事。それは本社組織の中に全社の資産を統括管理できる資料があり、技術支援できるスタッフが配置されている。つまり FM（ファシリティマネジメント）の体制が整っている事で、机上の BCP ではなく実効性のある BCP となり、その結果 3.11 以降の事業再開についてもこれらの組織では他社を圧倒してスムーズに復旧が進みました。

#### 具体的な検討項目

BCP の見直しで忘れてはいけない大切なことは、同じ被災を繰り返さない為の具体的な技術基準作りです。安否確認や物流確保についての具体的な基準が定められている事と同じく、建物についても各企業や組織にとつて、BCP の重要度に応じた二次部材の耐震や防火、水防基準等が必要です。

例えば研究開発施設では、部屋単位や部門単位で天井裏まで区画がされた防火区画で仕切られていなければ、

大事な研究成果が一度に失われかねませんが、実際は建築基準法上必要な面積区画だけで仕切られている事が殆どですし、建築基準法上の延焼防止であれば窓ガラスは網入りガラスで良いのですが、重要な設備がある部屋であれば窓には防火シャッターを設置すべきでしょう。更に浸水の恐れがあれば水防板の用意が必要です。

広域災害で地元の社員が被災して駆けつけられない場合に本社からの応援要員が駆けつけても、マスターキーを持っているのが毎日朝一番に出社する清掃要員では、セキュリティ管理の本質が問われますし、せっかく電気錠を設置して本人認証を行っていても、登録者以外の緊急要員を停電時にどの様に通過させるのかについて、その手法を本社と共有していなければ本当の意味のセキュリティ管理になりません。

このように全社統一基準として整えなければいけない建物に係する主な技術管理項目としては、

1. 二次部材から生産設備まで含めた耐震基準。
2. 延焼・類焼を考慮した部屋別用途別防火・耐火基準。
3. 高潮・都市型水害対策も含めた水防・防水基準。
4. 災害対策本部も含めた緊急用電力供給基準。
5. 非常時の解錠方法も考慮された入退室セキュリティ基準。

これらの全社共通基準を作り運用管理する為には、FM手法による施設・設備の管理体制が必要であり、本社・本部組織に建物の管理技術を統括させる権限と、これを維持する技術レベルを確保し、施設管理資料の維持管理については外部の協力組織も活用して執行体制を構築する事は、これからの事業運営には不可欠です。

一般的にFMデータベースと呼ばれるこれらの管理資料が無くしては、本社から被災地に支援に向かう社員は手ぶらで出掛ける事になり、予め現地の資料を持たされて出掛ける組織とは復旧速度に大きな差が生まれたのが3.11の経験です。

自らの組織で起きた事に対処するだけではなく、他社での経験も生かしたBCPとする事が今回の見直しで大切なことですが、自社にFM組織を持たない組織では、この様な建築技術に関する他社の情報も外部から伝わらない為に、せっかくのBCP見直しにも生かされていないのが多くの企業・組織の実態です。

# 次代の都市づくり 環境づくりを目指して



国土交通省認定 M グレード  
**豊鉄工建設株式会社**  
鋼構造物工事・耐震補強鉄骨工事  
〒321-3221 栃木県宇都宮市板戸町 3048-1  
TEL 028-667-1693 FAX 028-667-6479  
yutaka@yutaka-tk.co.jp

国土交通省認定 H グレード  
**氏家工業株式会社**  
鋼構造物工事業  
〒321-0403 栃木県宇都宮市下小倉町 3725  
TEL 028-674-3291 FAX 028-674-2895  
kawasaki\_ujiie@syd.odn.ne.jp